

高知県多面的機能支払交付金交付要綱

[平成26年6月20日 26高農基第226号]

最終改正 [平成28年4月14日 28高農推第20号]

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、農地、農業用水等の資源の保全及び質的向上を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する次の各号に掲げる交付金に係る事業（以下「補助事業」という。）について、それぞれ当該各号に定める経費に対し予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 農地維持支払交付金

市町村が、実施要綱別紙1の第2に定める対象組織（以下「対象組織（農地維持活動）」という。）に対して、実施要綱別紙1の第6に定める農地維持支払交付金を交付するために必要な経費

(2) 資源向上支払交付金（共同）

市町村が、実施要綱別紙2の第2の1に定める対象組織（以下「対象組織（資源向上活動（共同）」という。）に対して、実施要綱別紙2の第6に定める資源向上支払交付金（共同）を交付するために必要な経費

(3) 資源向上支払交付金（長寿命化）

市町村が、実施要綱別紙2の第2の2に定める対象組織（以下「対象組織（資源向上活動（長寿命化）」という。）に対して、実施要綱別紙2の第6に定める資源向上支払交付金（長寿命化）を交付するために必要な経費

(交付金の対象経費及び交付金の額)

第3条 補助事業に要する経費の内容及び交付金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第4条 市町村長（以下「補助事業者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 第1項の規定により交付金の交付を申請するに当たって、補助事業者について当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる

部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付金の交付の決定）

- 第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定をし、別記第2号様式による交付金交付決定通知書を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 2 前項の規定による決定に当たっては、知事は、必要な条件を付することができる。

（交付金の交付の条件）

- 第6条 交付金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （2）補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（交付金の変更承認の申請）

- 第7条 補助事業者は、交付の決定を受けた交付金の額を変更しようとするときは、別記第3号様式による交付金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請が適当であると認めるときは、交付金の変更交付の決定をし、別記第4号様式による交付金変更交付決定通知書を当該補助事業者へ通知するものとする。

（交付金の交付の中止又は廃止）

- 第8条 補助事業者は、交付金の交付を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による交付金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遂行状況報告）

- 第9条 補助事業者は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在の遂行状況について、別記第6号様式による遂行状況報告書により、当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。

（交付金の概算払）

- 第10条 知事は、必要があると認めるときは、交付金の一部又は全部を概算払により支払うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払により交付金の請求をしようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、交付金の交付を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第8号様式による交付金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(関係書類の整備等)

第12条 補助事業者は、交付金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類等を交付金の交付の決定があつた会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、交付金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(交付金の交付の決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の管理)

第14条 補助事業者は、実施要綱別紙1の第10若しくは別紙2の第10又は実施要領第1の12の（1）若しくは第2の13の（1）の規定により、補助事業者が対象組織（農地維持活動）、対象組織（資源向上活動（共同））又は対象組織（資源向上活動（長寿命化））から交付金の返還を受けた場合は、速やかに別記第10号様式による返還申出書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申出を受けた場合は、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知

県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第12条から第14条まで及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 この要綱の制定に伴い、高知県農地・水保全管理支払交付金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。ただし、旧交付要綱又は高知県農地・水・環境保全向上対策事業費交付金交付要綱（以下「旧21交付要綱」という。）に基づき交付された交付金については、旧交付要綱第12条から第14条まで及び第16条又は旧21交付要綱第10条、第11条及び第13条の規定は、廃止以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成27年4月27日から施行し、平成27年度事業より適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年度事業より適用する。

別表第1（第3条関係）

交付対象事業	経費の内容	交付金の額
(1)農地維持支払 交付金	市町村が、対象組織（農地維持活動）に対して、実施要綱別紙1の第6に定める農地維持支払交付金を交付するために必要な経費	<p>交付金の額は、次により算定した額とする。</p> <p>① 対象組織（農地維持活動）ごとの「地目」ごとの「対象面積(a)」を求める（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>② ①の対象面積に付表1に定める単価×1/2を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>③ ①の対象面積に付表1に定める単価×1/4を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>④ 市町村への交付金の額は、②及び③で求めた額の合計額とする。</p>
(2)資源向上支払 交付金（共同）	市町村が、対象組織（資源向上活動（共同））に対して、実施要綱別紙2の第6に定める資源向上支払交付金（共同）を交付するために必要な経費	<p>交付金の額は、次により算定した額とする。</p> <p>① 対象組織（資源向上活動（共同））ごとの「地目」ごとの「対象面積(a)」を求める（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>② ①の対象面積に付表2に定める単価×1/2を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>③ ①の対象面積に付表2に定める単価×1/4を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>④ 多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合には、①の対象面積に付表3に定める単価×1/2を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>⑤ 多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合には、①の対象面積に付表3に定める単価×1/4を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>⑥ 市町村への交付金の額は、②及び③又は④及び⑤で求めた額の合計額とする。</p>
(3)資源向上支払 交付金（長寿命 化）	市町村が、対象組織（資源向上活動（長寿命化））に対して、実施要綱別紙2の第6に定める資源向上支払交付金（長寿命化）を交付するために必要な経費	<p>交付金の額は、次により算定した額とする。</p> <p>① 対象組織（資源向上活動（長寿命化））ごとの「地目」ごとの「対象面積(a)」を求める（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>② ①の対象面積に付表4または付表5に定める単価×1/2を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>③ ①の対象面積に付表4または付表5に定める単価×1/4を乗じて、円単位で額を算定する（小数第1位を切り捨てる。）。</p> <p>④ 市町村への交付金の額は、②及び③で求めた額の合計額を上限とした額とする。</p>

※ただし、平成28年度以降に事業計画の認定を受ける対象組織（長寿命化）のうち、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない組織の交付金上限額は、上記で算定した金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に150万円を乗じて得た金額のいずれか小さい金額とする。

付表 1

地目	10アール当たり単価
田	3,000 円
畑	2,000 円
草地	250 円

付表 2

区分	地目	10 アール当たり単価
資源向上支払交付金（共同）に係る取組を行う対象組織（共同）のうち、資源向上支払交付金（長寿命化）には取り組まない対象組織（共同）	田	2,400 円
	畑	1,440 円
	草地	240 円
資源向上支払交付金（共同）に係る取組を行う対象組織（共同）のうち、資源向上支払交付金（長寿命化）にも取り組む対象組織（共同）、及び <u>共同活動を5年間以上実施した対象組織（共同）</u>	田	1,800 円
	畑	1,080 円
	草地	180 円

※共同活動を5年間以上実施した対象組織（共同）とは、農地・水保全管理支払交付金における共同活動又は多面的機能支払交付金における資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象組織（共同）とする。

付表 3

区分	地目	10 アール当たり単価
資源向上支払交付金（共同）に係る取組を行う対象組織（共同）のうち、資源向上支払交付金（長寿命化）には取り組まない対象組織（共同）	田	2,000 円
	畑	1,200 円
	草地	200 円
資源向上支払交付金（共同）に係る取組を行う対象組織（共同）のうち、資源向上支払交付金（長寿命化）にも取り組む対象組織（共同）、及び <u>共同活動を5年間以上実施した対象組織（共同）</u>	田	1,500 円
	畑	900 円
	草地	150 円

※共同活動を5年間以上実施した対象組織（共同）とは、農地・水保全管理支払交付金における共同活動又は多面的機能支払交付金における資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象組織（共同）とする。

付表 4

区分	地目	10 アール当たり単価
①平成 27 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織（長寿命化）で、当該事業計画に定める活動期間内における交付金を算定する場合。 ②平成 28 年度以降に事業計画の認定を受ける対象組織（長寿命化）のうち、実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たす組織、または直営施工を実施する組織。	田	4,400 円
	畑	2,000 円
	草地	400 円

付表 5

区分	地目	10 アール当たり単価
平成 28 年度以降に事業計画の認定を受ける対象組織（長寿命化）のうち、実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない組織	田	3,666 円
	畑	1,666 円
	草地	333 円

別表第2（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
平成年月日

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第4条の規定により、交付金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画及びその内容

(1) 農地維持支払交付金交付計画（又は実績） (単位：a、円)

区 分	支払対象面積	交付額【県からの支払交付金】
田		
畑		
草地		
計		

(注) 別添資料1を添えてください。

(2) 資源向上支払交付金（共同）交付計画（又は実績）（単位：a、円）

区 分	支払対象面積	交付額【県からの支払交付金】
田		
畑		
草地		
計		

(注) 別添資料2を添えてください。

(3) 資源向上支払交付金（長寿命化）交付計画（又は実績）（単位：a、円）

区 分	支払対象面積	交付額【県からの支払交付金】
田		
畑		
草地		
計		

(注) 別添資料3を添えてください。

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する経費 又は 事業に要した経費	負 担 区 分		
		県交付金	市町村 交付金	国 交付金
農地維持支払交付金				
資源向上支払交付金 (共同)				
資源向上支払交付金 (長寿命化)				
合 計				

4 事業完了予定（事業完了）年月日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金 (共同)					
資源向上支払交付金 (長寿命化)					
合 計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金 (共同)					
資源向上支払交付金 (長寿命化)					
合 計					

6 添付書類（交付金の交付申請時のみ）

実施要綱別紙1の第5の4の(1)及び5の(1)、別紙2の第5の4の(1)及び5の(1)に基づき、対象組織の代表者から市町村長に提出された「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」(写し)及び実施要綱別紙1の第5の4の(2)及び5の(2)、別紙2の第5の4の(2)及び5の(2)に基づき、市町村長から対象組織の代表者に通知された「多面的機能支払交付金に係る事業計画の(事業計画の変更)認定通知書」(写し)

別添資料 2

資源向上支払交付金(共同)交付計画(又は実績)地区別一覧表

市町村名	対象組織(資源向上活動(共同))名	対象農用地面積及び県からの支払交付金額(交付単価:付表2)												金額計(円)
		田				畑				草地				
		(単価:2,400円/10a)		(単価:1,800円/10a)		(単価:1,440円/10a)		(単価:1,080円/10a)		(単価:240円/10a)		(単価:180円/10a)		
		面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	
	小計													
市町村名	対象組織(資源向上活動(共同))名	対象農用地面積及び県からの支払交付金額(交付単価:付表3)												金額計(円)
		田				畑				草地				
		(単価:2,000円/10a)		(単価:1,500円/10a)		(単価:1,200円/10a)		(単価:900円/10a)		(単価:200円/10a)		(単価:150円/10a)		
		面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	面積(a)	金額(円)	
	小計													
	合計													

(注)

- 1 面積は、対象農用地面積をアール単位(小数第1位を切り捨てて、整数止めとします。)で記入してください。
- 2 金額は、面積に単価×1/2を乗じて求めた額(小数第1位を切り捨てて、整数止めとします。)及び単価×1/4を乗じて求めた額(小数第1位を切り捨てて、整数止めとします。)の合計額を、円単位で記入してください。

別添資料3

資源向上支払交付金(長寿命化)交付計画(又は実績)地区別一覧表

市町村名	対象組織(資源向上活動(長寿命化))名	対象農用地面積及び県からの支払交付金額(交付単価:付表4)							
		田 (単価:4,400円/10a)		畑 (単価:2,000円/10a)		草地 (単価:400円/10a)		交付上限額 (円)	交付額 (円)
		面積 (a)	金額 (円)	面積 (a)	金額 (円)	面積 (a)	金額 (円)		
	小計								
市町村名	対象組織(資源向上活動(長寿命化))名	対象農用地面積及び県からの支払交付金額(交付単価:付表5)							
		田 (単価:3,666円/10a)		畑 (単価:1,666円/10a)		草地 (単価:333円/10a)		交付上限額 (円)	交付額 (円)
		面積 (a)	金額 (円)	面積 (a)	金額 (円)	面積 (a)	金額 (円)		
	小計								
	合計								

(注)

- 1 面積は、対象農用地面積をアール単位(小数第1位を切り捨てて、整数止めとします。)で記入してください。
- 2 金額は、面積に単価×1/2を乗じて求めた額(小数第1位を切り捨てて、整数止めとします。)及び単価×1/4を乗じて求めた額(小数第1位を切り捨てて、整数止めとします。)の合計額を、円単位で記入してください。

平成 年度高知県多面的機能支払交付金交付決定通知書

市町村 様

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました高知県多面的機能支払交付金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

高知県知事 印

記

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 交付金の交付決定額 | 金 | 円 |
| | (1) 農地維持支払交付金 | 金 | 円 |
| | (2) 資源向上支払交付金（共同） | 金 | 円 |
| | (3) 資源向上支払交付金（長寿命化） | 金 | 円 |
| 2 | 交付の決定に当たっての条件 | | |

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金変更承認申請書

平成 年 月 日 付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払交付金について、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更がない場合は、〔 〕の部分を除いてください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）

- 1 別記第1号様式の記に準じて記入してください。
- 2 交付金の交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照することができるよう、事業計画及びその内容、経費の配分並びに収支予算は、変更に係る部分についてのみ変更前の内容を括弧書きで記入してください。

平成 年度高知県多面的機能支払交付金変更交付決定通知書

市町村 様

平成 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のありました高知県多面的機能支払交付金につきましては、下記のとおり承認することに決定しましたので、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

平成 年 月 日

高知県知事 印

記

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 交付金の変更交付決定額 | 金 | 円 |
| | (1) 農地維持支払交付金 | 金 | 円 |
| | (2) 資源向上支払交付金（共同） | 金 | 円 |
| | (3) 資源向上支払交付金（長寿命化） | 金 | 円 |
| 2 | 交付の決定に当たっての条件 | | |

第 号
平成年月日

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払交付金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止の期間（廃止の時期）

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金遂行状況報告書

平成 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払交付金について、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
	円	円	%	

（注）「区分」欄は、別記第 1 号様式の「3 経費の配分」に記入された事項について記入してください。

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金概算払請求書

平成 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払交付金について、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり、金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

1 請求額内訳

交付決定通知額	既受領額		今回請求額	
	金額	出来高	金額	月 日までの 予定出来高
円	円	%	円	%

（注）出来高は、小数点第 2 位を四捨五入してください。

第 号
平成年月日

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金実績報告書

平成 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払交付金について、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

（注）

- 1 別記第 1 号様式に準じて記入してください。
- 2 交付金の交付の決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は、変更後の内容等）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照することができるよう、事業計画及びその内容、経費の配分並びに収支予算は、変更に係る部分についてのみ変更前の内容を括弧書きで記入してください。

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金に係る消費税仕入控除額等報告書

平成 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払交付金について、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第 1 2 条の規定による補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額)		円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
4 交付金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 記載内容確認のための資料を添付してください。

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度高知県多面的機能支払交付金返還申出書

高知県多面的機能支払交付金について、高知県多面的機能支払交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり返還を申し出ます。

記

	対象組織名	県への返還額	対象組織からの返還額
1		円	円
2		円	円
3		円	円
4		円	円
5		円	円
合計		円	円

（注）変更の概要書を添えてください。